

尼崎市教育委員会 7月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和4年7月25日 午後4時30分～午後6時13分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子
欠席委員等	委 員	太 田 垣 亘 世

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	能 島 裕 介
教 育 次 長	高 橋 利 浩
管 理 部 長	西 村 和 修
施 設 担 当 部 長	山 口 泰 範
学 校 支 援 担 当 部 長	中 道 隆 広
学 校 給 食 部 長	山 木 聡
教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長	北 垣 裕 之
社 会 教 育 部 長	橋 本 貴 宗
企 画 管 理 課 長	西 田 啓 行
学 校 教 育 課 長	澤 田 慶 太
社 会 教 育 課 長	松 田 陽 子
歴 史 博 物 館 長	伊 元 俊 幸

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第36号 令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
- (2) 議案第37号 令和4年度 教育委員会事務点検・評価報告書について
- (3) 議案第38号 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- (4) 議案第39号 尼崎市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第3 教育長の報告と委員協議

午後4時30分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長

本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第38号 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、「議案第39号 尼崎市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第38号」および「議案第39号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適當であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第3の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。6月定例会および臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等はありませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。6月定例会および臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、6月定例会および臨時会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2の「議案第36号 令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書採択について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
澤田 学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長でございます。それでは、「令和5年度使用 尼崎市立学校 教科用図書の採択について」をご説明させていただきます。5月の教育委員会で可決されました『教科用図書採択に関する基本方針』に基づき、義務教育諸学校、各高等学校 教科用図書につきまして、7月8日までの間に、選定委員会が開かれ、令和5年度に使用する教科用図書について調査・研究をいたしました。お手元の資料は、選定委員会の審議を経て作成された報告書並びに、申請書となっております。本日は、この資料に従ってご説明いたしますので、ご審議いただき、令和5年度に尼崎市立学校で使用する教科用図書を採択いただきますようお願いいたします。まず、義務教育諸学校の教科用図書についてご説明させていただきます。資料は、「令和5年度使用 尼崎市立 義務教育諸学校 教科用図書の採択に係る資料」をご準備下さい。表紙にございますように、1ページ目に「基本方針」3ページ目に、「令和4年度使用教科用図書一覧表（小学校・中学校）」、また、5ページから37ページに、特別支援学級、尼養特別支援学校小学部・中学部において使用される「一般図書」の調査報告書を載せております。提案理由としては以上になります。続きまして、「特別支援学級・尼養特別支援学校小学部・中学部の附則第9条第1項の規定にある教科用図書について説明させていただきます。調査報告をさせていただきます前に、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法 附則第9条第1項の規定による教科用図書（以下「一般図書」と呼ばさせていただきます。）につきまして、関連する法律を元にご説明させていただきます。資料の4ページの参考資料をご覧ください。学校教育法第34条第1項におきまして、小学校において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義

を有する教科用図書を使用しなければならないとあります。しかし、学校教育法附則第9条におきましては、特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとなっております。要約させていただきますと、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒は、実態に合わせて、検定教科書ではない図書を教科書として使用することができるとなっております。一般の書店などで販売されているような図書も教科書として使用できるということです。例えば、絵本や図鑑などが挙げられます。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条におきまして国は、毎年度義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第13条、第14条及び第16条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で配付するものとしております。教科書は、各学年の教育課程において使用するものとして無償給与されることから、学年ごとに給与の対象教科や冊数が決められています。国語は検定教科書で学習をするが、算数は一般図書で学習をするなどのように、児童生徒によって、また教科によって、使用する教科書が異なってきます。教科書の代わりに使用する一般図書として、尼崎市の児童生徒にとって、どのような図書がふさわしいのかを調査研究をし、報告書として一覧表にまとめております。報告書の記載内容としましては、「発行者」、「書籍名称」、「著作者」、「価格」などの他に、「使用に適している教科」、「選定の理由」を記載しています。「教科」の項目につきましては、「◎」は「最適である」、「○」は「適している」という区別になっています。それでは、報告させていただきます。資料5ページをご覧ください。特別支援学級用附則第9条本について、今年度、134冊を報告いたします。その内30冊が新たに報告するものとなっております。報告書には網掛をしております。出版社から供給不能と回答のあった2冊、文字表記やイラストが古くなった4冊、合計6冊を削除しています。在籍人数の多い、知的障害や自閉・情緒障害の児童生徒を想定し、多様な特性をもつ児童生徒に対し、学習上の困難を軽減させる図書や、生活体験の不足を補う図書、効果的に学習に取り組むことができるよう、興味関心を持ちやすい図書等を中心に選定しております。削除した本の教科も考慮し、各教科に関連する本を選定しております。例えばNo. 45にございます「シールを貼ることで指先の訓練になり、色や形、数、言葉について学ぶ本」こちらとなっております。No. 58「手指で感じる凹凸をなぞりながら、文字や数字を学び、運筆力の向上につながる本」、No. 63につきましては見本の方はございませんが「タッチペンで日本語や英語の音声が出る本」があります。また、13ページのNo. 104からNo. 111までは、マスやなぞり書きの表示があり、読み書きや計算が段階を追って設定されている「ゆっくりていねいに学びたい子のためのシリーズ」となっております。また同じ13ページのNo. 114からNo. 119までの、イラストと大きな文字のデザインで、問題がスモールステップで配列されている「算数が苦手な子どもへの個別支援シリーズ」などを追加しております。続きまして、尼養特別支援学校・小学部附則第9条本について尼養特別支援学校小学部附則第9条本について、今年度、150冊を報告いたします。その内18冊が新たに報告するものとなっております。出版社から供給不能と回答のあった6冊を削除しております。知的障害や自閉・情緒障害を併せ持つ、重複障害の児童を対象とし

て選定しております。発達段階の違いの大きい子供達がより適した図書を使えるように選択の幅を広げております。削除した本の教科も考慮し、各教科に関連する本を選定しております。具体的には、ねらいがはっきりしており、わかりやすいつくりになっている。落ち着いて、集中して取り組むことのできる構成になっている。絵が鮮明であったり、子どもが興味をひく内容、文字がはっきりしていてわかりやすい等のように、児童の学習意欲を高める工夫がされています。生活を豊かにし、自立を助ける内容にもなっております。例えばNo. 3にありますNo. 94「くり返しの言葉があるなど、リズムよく読むことのできる本」であったり、No. 123またNo. 130「ちぎり絵や絵具が題材になっており、図画工作の授業にいかすことのできる本」、No. 150「名画を鑑賞しながら物を探し、注意力や見る力を働かせる本」などを加えております。今年度は、色彩が豊かで、文章表現に特徴のある読み物図書が多く追加されております。肢体不自由の児童に対しては、触覚や聴覚など五感を刺激するつくりになっている図書が効果的です。昨年度までに報告されている中には、例えば、No. 16「さわる絵本 新装版 これ、なあに?」、No. 143「さわれるまなべる みぢかなどうぶつ」など、絵の部分が隆起印刷や布素材になっており、触って楽しめる絵本などがございます。No. 26「ななちゃんのメロディーにぎにぎ えいごつき」、No. 63「おとがなるしかけえほん おにわのおと」などのように音が出る絵本もございます。最後に尼養特別支援学校附則第9条本について、今年度、117冊を報告いたします。そのうち17冊が新たに報告するものになっております。出版社から供給不能であった本、1冊を削除しています。肢体不自由の生徒や知的障害また自閉・情緒障害を併せ持つ、重複障害の生徒を対象として選定をしております。削除した本の教科も考慮し、各教科に関連する本を選定しています。具体的には、ねらいがはっきりしており、絵や図があってわかりやすいつくりになっている、落ち着いて集中して取り組むことのできる構成になっている、興味関心を持つことができる内容であるなどの本を中心に選定しております。No. 15やNo. 69にもあります「ひらがな、数字、アルファベット、英語の歌などが音声として流れる本」や、No. 14やNo. 97にあります「防災・性教育をテーマにしている本」、No. 39やNo. 116「指でなぞったり、振ることでビーズの音が鳴ったり、五感を刺激しながら学ぶ本」などを追加しております。説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

白畑教育長 説明は終わりました。質疑等はございますでしょうか。

正岡委員 見せていただいた本の中に、鉛筆で使った跡のある本があったが、それぞれの生徒にテキストとしてこれで今年は勉強しますよと言って渡して、それをずっと持ってもらおうと言う感じなのか。年度が終わって、次の学年に進んでもこの本はその生徒のものという認識か。

学校教育課長 子どもたちが無償で給付される教科書の代わりに、一般図書として購入し給与されているものとなっておりますので、子ども達がそのまま持って引き継いでいくこととなります。

正岡委員 例え1冊本を選んで、学年途中で読み終わったり使い終わってしまうような場合はないのか。

学校教育課長 給与された本の内容が終わった場合、その続きとして例えばプリントやその子の学習の状況に応じた教材を担当または授業者が用意して学習を深めていくという事になります。

正岡委員 年度中に別の次の本が与えられるのではなく、別の教材で勉強するという事か。

学校教育課長 はい。

徳山委員 特定の児童生徒の担任は学年を追うごとに変わっていき、それぞれの子の特性があるかと思うが、そういったものの引き継ぎや来年度の教科書を前の先生が選んだりする場合はどのようにされているのか。

学校教育課長 児童生徒がどのような教科書を給付されているかにつきましては、担任教員を中心に引き継ぎを行いますが、その際には必ず個別の支援計画という指導計画がございます。今はこれぐらいのところまで来ており、今後はこのような力をつけて、というような個別の指導計画を作成し引き継いでいます。長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行う為の個別の教育支援計画ですので、その他家庭、地域、医療福祉や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携も図っているところでございます。

正岡委員 こういう一般図書は新しいものがどんどん作られ、選択肢が広がっているが、先生方あるいは選定委員の方のように情報収集をされているのか。

学校教育課長 一覧表については各校にお配りしているところもあります。また、各特別支援学級の担任同士の集まる担任会等でも情報交換を行っております。

白畑教育長 それではお諮りいたします。小学校の特別支援学級、あまよう特別支援学校 小学部・中学部の附則第9条第1項の規定による教科用図書として、これらの一般図書を採択することよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 続きまして、「令和5年度使用尼崎市立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書の採択について」の説明を求めます。中道 学校支援担当部長。

学校支援担当部長 学校支援担当部長でございます。それでは市立高等学校及び特別支援学校高等部使用の教科書について説明をいたします。高等学校の場合は、高等学校ごとに選定委員会を設置し、教科書を選び、選んだ教科書について教育委員会に申請する形を取っております。では、お配りしております資料の表紙をおめくりください。裏面ですけれ

ども、『採択に関する基本方針』と各校の教育課程をまとめております。「基本方針」の番号が①から⑥までとありますが、⑤がダブっておりますので修正をお願いします。この『採択に関する基本方針』並びに、各校の教育課程をまとめております。また、2ページから23ページまでについては各校が申請をしてきました教科書を掲載しております。各学校の選定委員会では、各校で設定した『選定方法』に従い、教科書を調査し、教育課程に適した教科書を選定しております。各校が申請した教科書のうち、特徴的なものを中心にご説明させていただきます。資料の2ページをお願いします。尼崎高等学校が申請している教科書の一覧でございます。上に『選定方針』。その下の一覧表ですけども、使用学年順、教科・科目に分けて記載をしております。3ページの4行目のNo.17以降に○印がついているものにつきましては、教科書検定により教科書の内容が改訂されたもの、あるいは今年度新たに選定したものに印をつけたものになります。尼崎高校では大学への進学希望が多い実態を踏まえまして、基礎内容に加えて、発展的な内容を含んだ大学進学に適した教科書を選定しております。また、普通科と体育科ではカリキュラムが異なるため、教科によっては異なる教科書を選定しております。今年度新たに選定した教科書のうち、特徴的なものとして、1年で使用する英語の教科書をご紹介します。3ページでございます。No.17の三省堂の「CROWN English Communication I」は、生徒の学びに向かう力を引き出す明解かつ多様な教材が採用されております。学習過程や学習内容が明確で、言語活動の充実などが図られ、質的ならびに分量も適切でございます。英語学習の特徴を踏まえ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」。「やり取り」それから、「話すことの[発表]」、それから「書くこと」この5領域別に設定する目標の実現に向けた指導ができること、身につけた知識・技術を活用して、「思考力」・「判断力」・「表現力」等の育成に資する工夫を随所に施され、主体的・対話的で深い学びができることから選定をしております。尼崎高校では、体育科と普通科でそれぞれの特色に応じて教科書を選定しております。1年生の英語については先程申しあげました観点から、全員が同じ教科書を使用しております。以上が尼崎高等学校の説明となります。続きまして7ページでございます。尼崎双星高等学校が申請しております教科書の一覧になります。尼崎双星高校の特徴といたしましては、普通科、商業科、ものづくり機械科、電気情報科があることです。それぞれの専門分野に適した専門的な教科書が必要であり、選定される教科書数も多くなっております。特徴的なものをいくつかご説明させていただきます。普通科で選定した教科書の内、1年で使用する国語、社会の教科書についてでございます。7ページのNo.2、3でございます。No.2の、第一学習社の「高等学校 精選言語文化」ですが、近代以降の小説・韻文について、新旧の教材がバランスよく採録されております。古文・漢文については、多様なジャンルの教材が古典として価値のあるものに精選されて採録されていることから、いずれも基礎学力の定着に適しているものでございます。No.3の帝国出版の「明解 歴史総合」ですが、AB判のワイドな判型を生かしまして、写真やグラフ、地図などの資料が豊富に設けられており、視覚的にも理解しやすくなっております。また、アクティブラーニングがしやすいように配慮されていることから思考力・判断力・表現力が育成できる教科書となっております。11ページをお願いいたします。No.60の実教出版の『電子技術 新訂版』は、2年生の電気情報科の生徒が使用いたします。この教科書は、「電子技術」を学習することの意義と

重要性を示し、丁寧な式の展開と記述がなされており、重要公式も強調してわかりやすく標記されています。増幅回路の動作に番号をつけられているため、生徒が個人学習をする際にも活用しやすいように工夫されていることから選定をしています。次の12ページをお願いいたします。No.65の東京法令出版の『ソフトウェア活用』ですけれども、商業科の2年生全員が学ぶ科目でございます。画像を豊富に用いた丁寧な操作解説によって、ソフトウェアを活用するための力を身につけることができ、学習者が将来に渡って様々なソフトウェアを活用する際に、学んだことを活かすことができるよう、「なぜ」「なんのために」ソフトウェアを活用するのかということが明確にわかるように工夫されています。卒業後のビジネス社会で活用するためのスキルを身に付けることができるものと考えております。以上が尼崎双星高校の説明を終わります。続きまして17ページをお願いいたします。琴ノ浦高等学校が申請している教科書の一覧でございます。定時制の琴ノ浦高校の学習におきましては、「基礎的な知識・技能の定着を図る」ことに重点を置き、教科書も「わかりやすさ」に重点を置いて選定しております。17ページのNo.4、地理の教科書でございます。2年生全員が使用するものです。「地理総合」は新しく必修科目となった科目でございます。この教科書は、写真や図が充実しており、視覚的に生徒の興味関心を高めることができます。また、地理の学習で必要となる基礎的な技能を身に着けるためのページや学習したことを活用して、自分の考えを整理して表現するページ、更にはグループで話し合ったり、自分の考えをクラスで共有し、学習を深める内容もたくさん含まれており、対話的な思考を深めることができることから選定をしています。次の18ページをお願いいたします。No.25です。第一学習社の『高等学校 家庭基礎 持続可能な未来をつくる』こちらは、2年生全員が学ぶ必修科目です。家庭科の中では、金融教育が必修となります。この教科書では重点を押さえてわかりやすく金融・経済の内容に触れており、また消費者問題についても丁寧に解説されているため、生徒の生活に結びついた内容の教科書であることから選定しているものでございます。以上が琴ノ浦高校の説明となっております。最後に、あまよう特別支援学校高等部の教科書について説明でございます。20ページをお願いいたします。尼養特別支援学校高等部では、一部の生徒は他の高等学校と同様に「検定教科書」を使用しておりますが、生徒一人一人の特性に応じた教科書として、「一般図書」を多数選定しております。No.1をご覧ください。帝国出版の『明解世界史A』ですけれども、教科書のサイズがAB判で、写真や導入資料が大きく見やすいため、時代のイメージを膨らませながら世界史を学ぶことができ、またわかりやすく平易な文章となっているため、学習効果に期待される教科書となっております。21ページのNo.1から22ページのNo.21、2・3年生の国語で使用するこぐま会の『ひとりでとっくん40 たんぶんづくり』こちらは、日常生活の様々な様子がイラストにされ、たくさん掲載されております。興味や関心を高めることができるものとなります。またイメージしやすい身近な内容を題材としていることから、「だれがどうした」「なにがどうした」といった文の基本を身に付けることができ、物事の特徴や状況を正確に伝える力を養うことができることから選定しているものでございます。以上で高等学校用の教科書として選定されたものについての説明を終わらせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 高校の教科書の選定委員は科目ごとに何人かいるのか。

学校支援担当部長 各教科の先生方で一旦話し合い、選定委員会に上げてもらう形をとっているのが一般的です。選定委員会の委員は学校毎で7名になります。

正岡委員 選定委員の7名は、どういう方がなっておられるのか。

高橋教育次長 各教科部会がありますので、例えば社会科部会、数学部会というところで教科書を決めていただき、選定委員会に上げます。選定委員会では、校長、教頭、専門の大学教授や PTA 会長、各教務部長など各学校ごとに違うと思いますが、教務部長といった教科主任の先生も入る形で合計7名により各学校で決められます。

徳山委員 教授とは教科書の学識経験者になるのか。

高橋教育次長 元々高校の先生といった方などです。

正岡委員 教育委員会事務局からは入っていないのか。

学校支援担当部長 7名の中には入っておりません。また、7名のうち外部の方に関しては、PTA から2名、学識経験者から2名の計4名となっております。

徳山委員 高校の教科書においては、選定委員会で意見が割れた時は教えてもらいたい。補足意見があつて、異議があつて、なぜこうなったのかということに関して我々も検討したいので。

学校支援担当部長 そう言った状況があれば今後お伝えをさせていただきます。

白畑教育長 それでは、「市立高等学校及び特別支援学校高等部使用の教科用の図書」についての報告のとおり採択したいと思いますがよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 以上で「議案第36号」に係る一連の内容について全て終了しましたが、全体を通して、質疑等はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第36号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第36号」は原案のとおり可決いたしました。それではここで、職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開します。次に、「議案第37号 令和4年度 教育委員会事務点検・評価報告書について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「議案第37号 令和4年度 教育委員会事務点検・評価報告書について」をご説明申し上げます。恐れ入りますが、議37をお開き願います。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価した結果を報告するものでございます。それでは、右肩に別紙と記載のあるカラー刷り冊子「令和4年度 教育委員会事務点検・評価報告書」をお願いいたします。この報告書の内容については、4月25日に開催しました教育委員会の平場にてご説明しており、内容が重複するため、本日は、前回、教育委員の皆様からいただいたご意見への対応結果を中心にご説明いたします。教育委員意見といたしまして、「教育長の総評を入れてはどうか」とのご意見がございました。こちらにつきましては、カラー刷り冊子の62ページ「IV（ローマ数字4）の総評」の中で新たに教育長の総評を記載しております。以上が、教育委員の皆様からいただいたご意見を踏まえた変更点でございます。その他、4月の平場からの追加部分としまして、63ページから64ページにかけて、本報告書の客観性及び公平性を確保するため、教育に関し学識経験を有する2名の方にいただいた総評を掲載しております。まず63ページですが、園田学園女子大学人間教育学部 堀田博史教授からは、主に報告書の構成や具体的な記載内容に係る評価をいただいております。1段落目には本報告書を「目的」「取組と成果」「課題」「令和4年度取組方針（新規・拡充等）」に区分している点について、また、2段落目には「確かな学力の保障」等の具体的な記載内容について評価いただいております。また、3段落目以降には、（1）から（5）にかけて個別の改善点をご指摘いただいております。次に64ページ、兵庫教育大学大学院学校教育研究科 川上 泰彦教授からは、主に就学前教育やいじめ防止等を中心とした事業ごとの取り組みに対する評価や所見をいただいております。2段落目には、国の動きも含め、今後の子育て支援行政全般の連動性を高めることの重要性について述べられております。また、4段落目には、教育施策を企画・立案する上でのデータ（エビデンス）収集の必要性について、5段落目には、義務教育領域における「あまっ子ステップアップ調査」の客観的な検証とそれに基づく改善について評価いただいております。なお、本市の施策評価表の作成にあたり、市長部局等と協議を進める中で、全庁的な文言の統一の観点から一部表現等に修正を加えた箇所もございますが、大きな方向性に影響はないため、個別の説明は割愛させていただきます。以上、簡単ではございますが、「令和4年度 教育委員会事務点検・評価報告書について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 教育長の総評が入るのはいいことだと思うが、その後に具体的な提言がなされているので、順序としてはお2人の先生のコメントを受けて、載せた方がよいと思う。

中平委員 教育長の総評を入れていただいたことは大変いいことだと思うが、ただこの際に、議論になっていたことは、PDCA サイクルの各事業の取り組みについて、施策だけではなく運用上の様々な課題や反省があったところをどのように評価していくのか、色々な運営上の課題のようなものも大きく巷間を騒がせたこともあって、言及しないことも不自然さがあるのではないかというような話であったかと思うが、その点の課題感が今回の教育長の総評では見えないのは、私には不十分さを感じるところがある。それから内容としては、令和3年度の話が冒頭4行で、そこからあと数十行が、令和4年度を通しての取り組みなので、評価点検、総評ということからすると、もう少し踏み込んだ3年度の反省や課題感というものが浮き彫りになってもいいのではないかという感想を持っている。

企画管理課長 全体の書きぶりにつきましては、市の施策評価と整合性を取っていくところもありますので、教育委員会の事務点検評価だけ踏み込んで書いていくのは難しいところも若干あるということだけお伝えさせていただきます。

中平委員 私個人の意向としてそこは踏み込んでほしいと思っている。次年度以降に検討いただきたい。総評も含めて事務点検評価については、大変重要なものだと思っており、取り組みや施策の透明性や課題をどう検証していくのかというのは、非常に重要なものだと認識している。その点においては、ちゃんと我々教育委員会という組織がどのように課題や改革を進めていくのかということも見えるようにしていただくことで、市民からもいわば教育施策に対する信頼をしっかりと得ていくことができるだろうと思っており、しっかりと踏み込んだ内容で課題の検証や今後の展望を書いていただきたいという期待を持っている。この議案でこの報告書として通っていくことは、良いかと思うが、これ以外にも施策の透明性や公開性みたいなものを何らかの形で高めていっていただくような検討をお願いしたいと思っている。例えば、これだけのペーパーを冊子にして出していくことになると、紙数の制限上、こういう形にならざるを得ないと思うが、年間を通して教育委員会名義で出した文書を資料編として一覧で出したりとデータだとできると思っており、実際に学校現場の取り組みや関わり、伝達というのは文書で行われている形に残るものなので、教育委員会が行ってきたことを色々な形で可視化していき、透明性を高めてもらいたいと感じている。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第37号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第37号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第3「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。
西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会7月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、36ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。7月6日に「阪神7市1町教育委員会連合会総会・研修会」が伊丹市で開催され、19日に「阪神地区教育長会議」が西宮市で開催されました。議会関係では、7月11日から14日にかけて本会議が行われ、20日に正副委員長会が開催、そして本日25日の午前中に文教委員会の初協議会が開催されまして、教育委員会の主要事務事業について説明を行いました。次に、学校教育関係でございます。7月13日に「全国高等学校総合体育大会並びに定時制通信制体育大会の壮行会」を開催しました。因みに、これら大会による市立高校の参加種目としては、市尼高校が男子バレーボール、男子体操競技、女子体操競技、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、陸上競技、女子バスケットボール、琴ノ浦高校がバレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、陸上競技、女子ソフトテニスでございます。次に、社会教育関係でございます。7月2日及び9日に「第72回“社会を明るくする運動”」の尼崎市中央集会、立花地区集会に教育長が参加されました。また、6月29日より順次、名和小学校、潮小学校、難波の梅小学校、浦風小学校、清和小学校、上坂部小学校で第1回学校運営協議会を開催しました。最後に、8月の主要行事予定表でございます。8月1日に「全国・近畿中学校総合体育大会壮行会」の開催を予定しております。また、8月2日には「阪神7市1町教育長協議会」を本市で開催予定でございます。教育委員会については、8月22日に8月定例会を15時30分より開催予定としております。報告は以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会7月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会7月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時13分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会7月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。